

改正	昭和56年3月広警務第295号	昭和56年11月広交企第697号
	昭和62年8月広警務第576号	昭和62年12月広交企第959号
	昭和63年12月広交企第1200号	平成2年8月広交企第644号
	平成5年12月広総務第454号	平成18年6月広交企第919号
	平成19年4月広警務第796号	平成19年6月広交企第785号
	平成20年2月広警務第244号	平成21年3月広警務第448号
	平成25年8月広警務第1256号	平成28年1月広総務第97号
	平成29年3月9日	平成30年3月8日
	令和3年12月6日	

各部長・参事官
各所属長

道路交通法第74条の2の規定による安全運転管理者制度の適正な運用を推進するため、みだしの要領を別添のとおり定めたので、部下職員に周知徹底させ、迅速かつ適切な事後処理を行われたい。

別添

安全運転管理者等に関する事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第74条の3に規定する安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）に関する事務処理及び法第108条の2第1項第1号に規定する安全運転管理者等に対する講習（以下「講習」という。）の受講の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

- 1 この要領において「新規届」とは、法第74条の3第1項又は第2項の規定により安全運転管理者等を新たに選任した場合の届出をいう。
- 2 この要領において「解任届」とは、安全運転管理者等の選任の届出をしている自動車の使用の本拠（以下「選任事業所」という。）が道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第9条の8に規定する要件を備えないこととなつたことにより、安全運転管理者等を解任した場合の届出をいう。
- 3 この要領において「選任替届」とは、選任の届出がなされている安全運転管理者等を解任し、別の者を安全運転管理者等に選任した場合（以下「選任替え」という。）の届出をいう。
- 4 この要領において「変更届」とは、届出書（広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号。以下「細則」という。）別記様式第8号による安全運転管理者等に関する届出書をいう。以下同じ。）の記載事項に変更（安全運転管理者等の選任替えに係るものを除く。）があつた場合の届出をいう。

第3 自動車の使用者等に対する指導

- 1 警察署長（以下「署長」という。）は、自動車の使用者に対して、安全運転管理者等に関する届出が迅速かつ適正に行われるよう指導するものとする。
- 2 署長は、自動車の使用者又は安全運転管理者等に対して、施行規則第9条の13に規定する安全運転管理者の処理すべき事項及び安全運転管理の在り方について指導するものとする。

第4 実態は握

署長は、選任事業所を訪問して指導を行うときは、当該選任事業所の名称、所在地、安全運転管理者等の氏名及び数、使用自動車台数、運転者の数その他広島県公安委員会に届け出た事項が実態と適合しているかどうか調査するものとする。

第5 届出書の審査及び指導

- 1 署長は、自動車の使用者から、届出書の提出を受けたときは、その記載内容及び届け出られた安全運転管理者等について、施行規則及び細則に定められた要件、添付書類等が備わっているかどうか審査するものとする。この場合において、自衛隊（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2

条第1項に規定する自衛隊をいう。)の安全運転管理者等の氏名は職名で足りるため、氏名、生年月日等の記載及び添付書類の添付は不要であるので留意すること。

2 署長は、新規届及び選任替届に係る届出書の記載については、届出書に記載されている記載要領のほか、次に掲げる要領により指導するものとする。

(1) 業種別欄の業種の区分は、届出書裏面に記載されている区分によるものとし、「その他」に該当する場合は、その右余白部分に具体的な業種を記載させること。

(2) 運転者数欄の「免許種別」に該当する免許を2以上保有している者については上位のもの一つのみを、「専従」には運転者として雇用されている者又は自動車の運転の時間が勤務時間のおおむね5割を超える者の数を、「予備」には自動車の運転免許を保有している者のうち「専従」に計上された者以外の者の数を計上して記載させること。

3 署長は、解任届に係る届出書については、自動車の使用の本拠(以下「事業所」という。)の名称、所在地及び使用自動車台数、解任年月日、解任した安全運転管理者等の氏名並びに解任事由について記載させるものとし、解任事由が「その他」に該当する場合は、その右余白部分に具体的な解任事由を簡記させるものとする。

4 署長は、変更届に係る届出書については、変更後の事項のほかすべての事項について記載させるとともに、備考欄に変更前の事項を簡記させるものとする。

5 警察署の管轄区域を異にする事業所の所在地の変更に係る変更届は、変更後の事業所の所在地を管轄する署長が受けるものとする。

第6 文書收受印の押印

署長は、自動車の使用者から届出書の提出を受けたときは、届出書の備考欄余白部分に文書收受印を押印するものとする。

第7 整理番号

1 署長は、新規届に係る届出書の提出を受けたときは、当該届出書の整理番号欄に、次に定めるところによる整理番号を記入するものとする。

(1) 安全運転管理者に係るものにあつては、別表に定める署別番号を冠した届出順の4けたの一連番号

(2) 副安全運転管理者に係るものにあつては、別表に定める署別略号を冠した届出順の4けたの一連番号

2 署長は、解任届、選任替届又は変更届(警察署の管轄区域を異にする事業所の所在地変更に係るものを除く。)の提出を受けたときは、当該解任届、選任替届又は変更届に係る事業所が新規届をした際に付した整理番号を当該届出書の整理番号欄に記入するものとする。

3 署長は、警察署の管轄区域を異にする事業所の所在地の変更に係る変更届の提出を受けたときは、変更前の事業所の所在地を管轄する署長に、変更前の事項を確認するとともに、新規届出に係る届出書の提出を受けたときに準じた整理番号を当該届出書の整理番号欄に記入するものとする。

第8 届出書の受理手続

1 署長は、自動車の使用者から届出書(添付書類を要する届出にあつては、添付書類を含む。以下「届出書等」という。)の提出を受けた場合において、当該届出書等が適正であると認めるときは、文書收受印を押印した届出書を複写したものを保管し、当該届出書等を別記様式第1号による送付書により交通部交通企画課長(以下「交通企画課長」という。)に送付するものとする。

2 交通企画課長は、署長から届出書等の送付を受けたときは、当該届出書等が適正であるかどうか審査し、適正であると認めるときは、当該届出書等を保管するものとする。この場合において、交通企画課長は、届出書に記載されている事項の訂正を行つたときは、その訂正について関係署長に通知するものとする。

第9 任意の届出の取扱い

1 署長は、安全運転管理者等の選任を要しないこととされている事業所から安全運転管理者等の選任の届出があつたときは、安全運転管理者等を選任すべき事業所の例によつて処理するものとする。

2 署長は、前記1の届出をした者に対して、安全運転管理者制度の趣旨を説明するとともに、当該届出に係る安全運転管理者等は、法によつて義務付けられたものではない旨を告げるものとする。

る。

第10 安全運転管理者等台帳の備え付け等

- 1 交通企画課長は、別記様式第2号による安全運転管理者等台帳を備え付け、整理番号順に整理し、届出を受理した都度正確に補正しておかなければならない。
- 2 交通企画課長は、安全運転管理者等台帳の写しを、適宜各署長へ送付するものとする。

第11 講習の受講の促進

署長は、その管轄区域内の事業所の安全運転管理者等を対象とした講習が行われるときは、通知その他の方法によりすべての安全運転管理者等が受講するよう努めるものとする。

第12 研修会の実施等

署長は、その管轄区域内の事業所の安全運転管理者等に対し、交通事故の防止に必要な資料を提供し、及び研修会、講習会等を実施して自動車の安全運転管理が適正に行われるよう努めるものとする。

別表（第7関係）

警察署名	署別番号	署別略号
広島中央警察署	13	中央
	14	
広島東警察署	15	広東
	16	
広島西警察署	17	広西
	18	
広島南警察署	19	広南
	20	
安佐南警察署	21	安南
	22	
安佐北警察署	43	安北
	44	
佐伯警察署	69	佐伯
	70	
海田警察署	29	海田
	30	
廿日市警察署	31	廿日
	32	
大竹警察署	33	大竹
	34	
山県警察署	47	山県
	48	
呉警察署	23	呉
	24	
広警察署	37	広
	38	
江田島警察署	27	江田
	28	
東広島警察署	39	東広
	40	
竹原警察署	35	竹原
	36	
福山東警察署	57	福東

	58	
福山西警察署	55	福西
	56	
福山北警察署	67	福北
	68	
尾道警察署	49	尾道
	50	
三原警察署	53	三原
	54	
府中警察署	59	府中
	60	
三次警察署	63	三次
	64	
庄原警察署	61	庄原
	62	
安芸高田警察署	45	高田
	46	
世羅警察署	65	世羅
	66	

注 1 署別番号は、安全運転管理者に係る新規届に整理番号を付するときに使用すること。この場合において、上段の署別番号を先に使用すること（例 広島中央警察署の場合は、130001から139999までを付した後、140001から149999までを付することとなる。）。

2 署別略号は、副安全運転管理者に係る新規届に整理番号を付するときに使用すること（例 広島中央警察署の場合は、中央0001から中央9999までを付することとなる。）。

（別記）

様式第1号

（第8関係）

様式第2号

（第10関係）